



居宅介護支援事業所

介護屋みらい

介護の「みらい」よもやま話



代表取締役社長 / 宮崎直樹

介護支援が始まるまで

- ①介護保険申請
- ↓
- ②認定調査 (要介護度の決定)
- ↓
- ③介護保険契約
- ↓
- ④担当者会議 (支援内容の決定)
- ↓
- ⑤支援開始



介護保険制度は難しい? いざという時のために制度を知ろう

皆様、こんにちは。先月は、地域包括ケアシステムについてざっくりとですが、記載させて頂きました。今月は、地域包括ケアシステムについて重要な制度であり、国民皆保険である介護保険制度のご説明をさせて頂きます。

介護保険制度とは

この介護保険制度ですが、非常に難しい保険制度だと私自身は感じております。それは、利用するまでのプロセスや、利用自体も様々な制約やルールがあり、一筋縄では行かないためです。

私は、ケアマネジャーという仕事をさせて頂いています。このケアマネジャーという職業は、介護保険制度の窓口で、介護の現場の中でも最も介護保険制度に詳しい職業となります。さらに私自身は、そのケアマネジャーに対して研修をしたりと介護保険については、それなりに「勉強」していますが、そんな私自身も非常に難しいと感じています。

例えば、医療保険の皆さんに聞

係する部分でいうと、風邪をひきました↓病院に行きます↓受付で診察券と保険証を出します↓先生の診察を受けます↓院内または院外で薬を貰います↓帰宅後、寝ます↓治ります↓となりますが、介護保険はそうは行きません。多くの方が介護の支援を受けたいと思った時に、どこに相談したらいいかわからない状態だと思えます。

介護の支援を受ける場合の手順とは

まずは手始めに、①行政機関「役所」に相談します。すると、「あなたの住んでいる地域の地域包括支援センターが窓口となります」と、役所から地域包括支援センターの存在を知ります。それから、②地域包括支援センターで、介護保険の新規申請を行い、認定調査というものを受けます。そこから③介護度によって、地域包括支援センターの方が関わるかその地域の居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)が関わることが決まります。その後、④契約を行い、

受けたい支援の事業所を集めて、担当者会議といわれる会議を行い、支援を受けるとい流れになります。

これは、基本的な流れで、場合によっては支援が先行し、その支援開始の月に担当者会議が後になる場合もあります。基本はプロセスを非常に重んじた制度です。さらに一つの支援について、出来ること出来ないことがありますので、初めてご利用される方は、ビックリすることもありません。私は、このビックリする介護保険の仕組みを分かりやすく、お伝えしていきたいと考えております。

次回からは、介護保険の支援にはどのような支援があるか、記載させて頂きます。

居宅介護支援事業所 **介護屋みらい**
 住 船橋市薬円台 4-16-4-202
 ☎ 047-404-2660

新しい介護業界団体が設立されました!

一般社団法人 **日本単独居宅介護支援事業所協会**

超高齢化社会である日本の高齢者介護に於いて、ご利用者様やご家族様と地域で生活されるすべての方々に一点の曇りなく、中立公正に向き合う組織となります。



在宅に使用されている給付費4兆円のうちの1割を削減

質の高い介護支援の提供

介護人材不足の解消

などなど...

詳しくはお問合せください 住所/東京都江東区亀戸2-39-11-905
 Mail/ota@consarage-corp.com ☎03-5875-2577

介護のこと、研修のこと、子育てのこと... などなど 日々のことをブログでUPしています。

アメブロ宮崎直樹 検索